

# 進路だより

## ～高等部現場実習と高1・高2保護者対象事業所見学会について～

高等部では年に2回、現場実習の期間を設けています。期間中は外部実習として一般企業や障害福祉サービス事業所で実習を行うほか、校内実習として学校内で受託作業等を行います。働く経験を重ねることで卒業後の進路の方向性を確認していきます。保護者の皆様におかれましては、お子様にどのような作業内容が合っているかを判断する機会にさせていただきたいと思っております。今年度の高等部前期現場実習は6月3日（月）～28日（金）に予定しています。実際の職場で働く体験を通して「挨拶」「返事」「報告」の仕方や、周りの人と協力して働く力などを養ってほしいと願っています。

なお、6月17日（月）～28日（金）の期間中には高1・高2保護者対象事業所見学会を予定しております。こちらもぜひ有効に活用していただき、今後のお子様の進路選択にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

### 高等部現場実習とは・・・

例年、6月に前期現場実習、11月下旬～12月中旬に後期現場実習が行われます。外部実習では前週頃に事前打合せ会があり、実習の最終日頃に反省会が行われます。保護者の方には事前打合せ会と反省会にそれぞれ参加していただくこととなります。また、生徒に付き添っていただく場合もあります。

第1学年は、前期現場実習で全ての生徒が校内実習

後期現場実習で全ての生徒が一般企業または福祉サービス事業所での個別実習【1か所】

第2学年は、前期現場実習で全ての生徒が一般企業または福祉サービス事業所での個別実習【1か所】

後期現場実習で全ての生徒が一般企業または福祉サービス事業所での個別実習【1か所】

第3学年は、前期現場実習で全ての生徒が一般企業または福祉サービス事業所での個別実習

【3か所程度】

中期現場実習で10月～11月に一般就労希望生徒が一般企業での個別実習【1か所】

後期現場実習で一般就労希望生徒が一般企業での個別実習【1か所】

※これらの実習を通じて学校卒業後の進路先を検討し、高等部第3学年の前期現場実習で実習した事業所の中から、利用申請することとなります。

### 高1・高2保護者対象事業所見学会とは・・・

例年、6月と10月に高1・高2保護者対象事業所見学会を実施しています。必ずしもご希望の事業所やお住まいの地域の事業所を見学できるとは限りませんが、6月、10月の見学会ともに10か所程度の事業所見学を行っています。それ以外の事業所の見学については、レストランや店舗で販売を行っている事業所は事前に学校へ連絡をいただいた上で、個別に見学していただいて構いません。

（ただし、学校と事業所間の連絡調整にも関わりますので、見学の前に進路指導部まで連絡帳または電話でお知らせいただきますようお願いいたします。）

なお、生活介護事業所については事業所側の支援体制等の事情により、個別での見学はご遠慮いただいておりますのでご了承願います。

※小学部・中学部および名取が丘校の保護者の皆様におかれましては、例年、9月末～10月頃に実施されるPTA主催の事業所見学会へのお申し込みや、12月に実施予定の小・中学部保護者対象進路研修会へのご参加などを通じて、進路情報を収集していただきたいと思います。

※裏面もご覧ください。

## ～本校高等部卒業後の進路先(主な事業区分)について～

一般就労と福祉就労に分けられます。

◎一般就労とは、一般企業に就労することで、ハローワークを通じて一般の会社等に就職し、働きます。

◎福祉就労とは、以下の①就労移行支援事業所、②就労継続支援 A 型事業所、③就労継続支援 B 型事業所、④生活介護事業所等の福祉サービス事業所に入所し、働きます。

①就労移行支援事業所は、会社に就職することを希望している人に対して、就職に必要な知識や能力が身に付くように、一定期間（約2年間）必要な訓練を行います。

②就労継続支援 A 型事業所は、会社に就職することが難しい人に、仕事ができる力が身に付くような訓練をします。その事業所で仕事をする雇用契約を結び、法律に従って賃金をいただいて働きます。このため、作業の正確性や速さが求められます。一日の就労時間が4、5時間の所が多いです。

③就労継続支援 B 型事業所は、会社に就職することが難しい人に、仕事ができる力が身に付くような訓練をします。事業所の収入により工賃が異なります。基本的には自力通勤の所が多いです。利用するためには就労アセスメントの実施が必要です。

④生活介護事業所は、常に介護を必要とする人が安定した生活を送るために、日中に送迎など様々な支援を受けながら物を作る活動等を経験します。利用するためには障害支援区分調査にて3～6の判定が必要です。